

雫石町監査委員告示第5号

先に地方自治法第199号第9項の規定に基づき報告した、随時監査結果にかかる指摘事項について、改善措置が報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和2年4月2日

雫石町監査委員 枇杷 恵
同 小田 純治

零石町監査委員 枇杷 恵 様

零石町監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿 子 恵 久

随時監査の指摘事項に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項

時効により消滅した扶養手当返納金の事務処理について、過払いによる扶養手当支給分全額を調停し、時効となった金額を不能欠損として処分するなど、適切な事務処理を行われたい。

扶養手当の支給決定について、関係法令等に規定される認定要件を習熟し、慎重な審査を行い、適切な認定事務にあたられたい。

2 措置方針

時効となった扶養手当返納金について、当該誤支給額全額を調定し、時効の完成により債権として消滅した金額を不能欠損処分します。

所得要件や該当となる親族について、法令等を遵守のうえ慎重な審査を行い、適切な認定事務に努めます。